

## 記載留意事項について

### I. 指定医指定申請書（a）

- ① 住 所 申請する医師の居住地を記載すること。（医療機関の所在地ではありません。）
- ② 氏 名 ふりがなは必ず記載すること。
- ③ 診療に従事する医療機関の名称 法人名等を省略せず、正式名称を記載すること。

### II. 指定医詳細経歴書（新規）（b）

- ① 年月日の記載は、申請書全体を通じて西暦又は和暦で統一すること。
- ② 学歴事項  
大学は、科名・課程も記入すること  
大学院は専門コースまで記入すること。博士号の称号取得者はその旨を記入すること。
- ③ 申請者が担当する診療科目
  - ・原則として、「身体障害者福祉法第15条第1項の規定による医師の指定に関する審査基準（内規）」の「3 各障害に相当する診療科名」から記載すること。
  - ・「関係ある診療科名」に挙げられていない診療科を記載する場合（海外における臨床経験等）は、余白又は別紙（任意様式）に診療科と臨床経験の概要を記載すること。
  - ・多数の診療科を標榜する医師については、最も専門とする診療科を1つだけ（申請する障害区分に関係する診療科）を記載すること。
- ④ 診断しようとする障害の種類
  - ・担当診療科目に関係する障害区分から3つの障害区分まで記載すること。
  - ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を含む場合は、4つの障害区分まで申請することができる。
  - ・聴覚障害と平衡機能障害とを併せて診療する場合、又は音声・言語機能障害とそしゃく機能障害とを併せて診療する場合は、それぞれ1つの障害区分とみなす。
  - ・肝臓機能障害を診断する場合で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能を含む場合は、5つの障害区分までとし、その他の場合は、4つの障害区分までとする。
- ⑤ 最初の医師免許
  - ・医籍登録日及び番号を正確に記載すること。  
婚姻等で免許の書換があった場合は、その理由と年月日を記載すること。
  - ・添付する免許証の写しは、書換の経緯がわかるように、書換の理由等が記載してある免許証の裏面（写）も添付すること。

⑥ 障害区分にかかる臨床経験年数

- ・ 経歴・職歴に基づき記載すること。
- ・ 診断しようとする障害区分に対する診療科名についての年数を記載すること。
- ・ 1年未満の端数は切り捨て。年月数は経歴書の作成日の前月まで算入すること。  
経歴書の作成日が月末日の場合は当月まで算入すること。

【例1】経歴事項で算定したところ、8年9か月の場合 → 「8年」

【例2】申請日が7月11日の場合 → 前月（6月）までで計算する（当月は除く）

申請日が7月31日の場合 → 当月（7月）まで算入する。

⑦ 経歴・職歴

- ・ 自、至は、両方を記載すること。
- ・ 2行目の年月は、医師免許取得日の翌月以降の臨床経験を開始した月を記載すること。  
【例】医師免許取得 平成2年6月25日 → 自 平成2年7月（最も早い場合）
- ・ 空白期間がないように記載すること。  
行数が不足する場合は、用紙を2枚使用すること。任意で行数を増やし、2ページにすることも可。
- ・ 年月が重複しないように記載すること。兼務等により重複する部分がある場合は、兼務であることを明示すること。
- ・ 臨床経験がない経歴・職歴については、欄外余白に『臨床経験なし』と記載し、「障害区分にかかる臨床経験年数」には含めないこと。
- ・ 学歴や学位取得等は記載せず、学歴事項に記載すること。
- ・ 担当する科目  
原則として、「身体障害者福祉法第15条第1項の規定による医師の指定に関する指定基準（内規）」の「3 各障害に相当する診療科名」の「関係ある診療科名」から記載すること。  
「関係ある診療科名」に挙げられていない診療科を記載する場合（海外における臨床経験等）は、診療科と臨床経験の概要を別に添付（任意様式）すること。
- ・ 職名  
特に職名がなければ、「医師」とはせず、「医員」と記載すること。  
海外における臨床経験等の場合は、余白に職名の説明をすること。